

Title	元の世祖の通惠河開河
Sub Title	Excavation of Canal Tung-hui-ho (通惠河) under the reign of Shih-tsu (世祖) of the Yuan dynasty
Author	高橋, 琢二(Takahashi, Takaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.4 (1963. 12) ,p.97(517)- 102(522)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19631200-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

元の世祖の通惠河開河

高橋琢二

目次

- 一、金の通濟河
- 二、郭守敬
- 三、郭守敬の大都・通州間運河開設案
- 四、工事
- 五、河道の概観
- 六、一畠泉について

むすびとして

河・御河・衡水・滹沱河等の水路と白河とを利用して通州に廻漕し、通州から此の運河によつて京師に運送した。此の運河は高良河・白蓮潭の水を節し用いた。京師の土地が高いので、通州と京師の間に八閘を設けて水を節した。運河の長さ五十里、船が通州から十余日かかつて京師に達した。此の運河は水勢により浅くなり易く、或は塞し、或は通じていたが、遂に全く利用できなくなり、通州・京師間の運糧は専ら陸運によるに至つた。(『金史』河渠志)⁽²⁾さて此の運河に水を引いた高良河・白蓮潭であるが、「良」は「梁」と同音で、高良河は高梁河。積水潭を一に蓮花池と呼ぶから、白蓮潭あるは積水潭であろう。八閘を設けて水を節したとは八ヶ所に閘門を設けて水を蓄洩したとの意味である。即ち此の運河の構造は有門式(水閘式)であつた。此の運河は短期間利用せられただけで湮廢した。

〔註〕

- (1)『金史』卷一一〇、列傳四八
- (2)『金史』卷二七、志第八、河渠

二

元の世祖が大都・通州間に漕河通惠河を開いた。此の開河の始末を論考したものが、これまでにないので、この稿を起した。さて、通惠河のことには前にも金の通濟河のことを畧述せねばならぬ。金の章宗は泰和中、韓王の建言に従つて、都の燕京と通州との間に運河を開いた。(『金史』韓王傳)⁽¹⁾此の運河は通濟河と呼ばれた。金は、山東・河北で税として収めた粟を舊黃

元の世祖の時代に曆象の学と水利の学の大家郭守敬が現われた。彼の伝を見るべき資料としては『元文類』に齊履謙が撰した彼の行状があり、『元史』列傳に彼の伝がある。しかして後者は前者を主要資料としていることが、内容からわかる。なお蘇

天爵の『元朝名臣事畧』にある彼の事畧は右の行状の抄録である。

今右の行状と『元史』の伝と『元史』王恂傳に拠るに、彼は

字は若思、順徳邢臺の人、その祖父榮は、五經に通じ、算數水

利に精しかつた。劉秉忠・張文謙・張易・王恂が磁州紫金山に同学していた時、榮は守敬をして劉秉忠に從学せしめた。中統三年、張文謙が守敬を世祖に薦め、水利に習い巧思人に絶すとなした。世祖、守敬を召見し、守敬は水利六事を面陳したが、

その中に中都の舊漕河が東の方通州に至つてゐるが、これに玉泉の水を引き、以て舟を通ずれば歲に雇車錢六万緡を省くことができると言つてゐる。至元十二年伯顏南征のとき、水站を立てようとの議があり、守敬命を受けて、山東・河北の舟を通ず

べきところを行視し、濟州・大名・東平・泗・汶が御河と相通する形勢を得て、図を為つて之を奏した。時に遼・金より大明暦を承用すること二百余年、暦がようやく天に後れるに至つたので、世祖は至元十三年局を開いて之を修正する事業を始め、至元十七年新暦成り、これに「授時暦」と命名した。郭守敬は此の改暦事業に与り、極めて精密なる測驗推算をした。また多くの暦法上の著述をした。守敬の名を史上に重からしむるもののは、彼の此の科学的業績である。

- 註 (1) 『元文類』卷五〇、「知太史院事郭公行狀」
 (2) 『元史』卷一六四、列傳五一、「郭守敬」
 (3) 蘇天爵著『元朝名臣事畧』卷九「太史郭公」

(4) 『元史』卷一六四、列傳五一、「王恂」

三

元の世祖の至元二十八年郭守敬が通州と大都との間に漕河を開くことを建言した。この建言が『元史』郭守敬傳と同書河渠志⁽¹⁾とに見える。その郭守敬傳に見えるものは、次の通りである。

大都運糧河、不^レ用^ニ一^ニ敵泉舊原^ニ別引^ニ北山白浮泉水、西折而南、經^ニ龜山泊^ニ自^ニ西水門^ニ入^レ城、環^ニ匯於積水潭、復東折而南、出^ニ南水門^ニ合^ヨ入^レ舊運糧河。每十里置^ニ一^ニ舖^ニ、比至^ニ通州^ニ、凡^ニ為^ニ舖七^ニ、距^ニ舖里許、上重^ニ置^ニ斗門、互^ニ為^ニ提閥、以過^レ舟止^レ水。

此の建言は行状にも見える。行状の方では「舖」が「闢」になつてゐるだけの相違である。さて此の文の文頭の「大都運糧河、不^レ用^ニ一^ニ敵泉舊原^ニ」の「原」は「源」で、「舊原」は舊水源即ち金時の水源を意味する。此の一語で金の通濟河が一敵泉を水源としたことがわかる。此の一敵泉は西山の一泉。「北山白浮泉水」は、昌平の東南十余里白浮村の神山泉。「龜山泊」は今の萬壽山下の昆明湖、旧く所謂西湖、萬壽山をもと龜山と呼んだ。「積水潭」は今も北京城内にある。「斗門」も舖と同じく水閘。それで今全文の意を取つてみると、私が開設しようという大都運糧河は、金時の水源一敵泉を水源として使用せず、別に北山白浮の泉水を引き、西折して南に導き龜山泊を経て、西水

門から都城内に入つて積水潭に溜り、また流出東折して南流し、南水門を出で、舊運糧河に合入し、十里毎に一舖を置き、連ねて通州までの間に凡て七舺を設け、舺から上流約一里の所に斗門を置き、舺と斗門を、一方を開いて一方を閉じる操作をして、舟を通し、水を止めようとするものであります、ということになる。

その河渠志に見ゆるものは、通惠河の条にある次の文である。

疏鑿、通州至都河、改引渾水溉田、於舊舺河蹟跡、導清水、上自昌平縣白浮村、引神山泉、西折南轉、過雙塔・榆河・一敵・玉泉諸水、至西門、入都城、南淮為積水潭、東南出文明門、東至通州高麗莊、入白河。總長一百六十四里一百四步、塞清水口、一十二處、共長三百一十步、壩舺二十處、共二十座、節水以通漕運、誠為便。

右の文の始め「疏鑿、通州……溉田」は灌漑用水路開鑿案で、次の句からが運河開鑿案である。「過雙塔・榆河・一敵・玉泉諸水」は、雙塔・榆河・一敵・玉泉の諸水に会して、之を合流せしめると解すべきであろう。清の顧炎武の『昌平山水記』に元の通惠河について曰う、「築堰、起白浮村、至青龍橋、長五十餘里、以障諸水、入都城」と。郭守敬傳の方に「每十里置舺一舺、比至通州、凡為舺七」とあるは、河水が都城を出てから通州までの間のこと、河渠志の方に「壩舺十處、共二

十座とあるは、全流程に於て十ヶ處に舺を設け、斗門も舺として数えて、総數二十の舺を設けることを意味する。それで右の二つの引用文に言うところに喰違いはない。

註 (1)『元史』卷一六四、列傳五一「郭守敬」

(2)『元史』卷六四、志一六、河渠一、通惠河の条

(3)『昌平山水記』卷上

四

世祖は郭守敬の奏を覽て喜び、早速此の計画を実行することにし、守敬を都水監として此の工役を領せしめ、至元二十九年春起工した。世祖は丞相以下に命じて、起工の日皆親しく畚鍤を操らしめた。工事は守敬の指授を待つて行なわれた。労役についたのは主として軍で、外に工匠・水手・没官囚隸を使役した。費用は楮幣百五十二萬錠・糧三萬八千七百石と木石等の用材とであった。至元三十年秋成を告げた。

舟すでに通じて後、世祖は上都から帰還の途、積水潭を過ぎ、舳艤水を蔽える見て大いに悦び、此の運河に「通惠河」と命名し、守敬に鈔一萬二千五百貫を賜わり、「提調通惠河漕運事」の職を兼ねしめた。

此の運河の開通とともに、それまで陸輶によつて通州大都間官糧の運搬が水運に切換えられた。(本項『元史』河渠志通惠河の条と、同書列傳郭守敬傳⁽²⁾を參取した)

- 註 (1)『元史』卷六四、志一六、河渠一
 (2)『元史』一六四、列傳五一「郭守敬」

五

ここで此の運河の河道を概観したい。元の順帝の世翰林学士承旨にまでなつた歐陽元に「中書右丞相領通惠河都水監事政績碑」と題する一文がある。中に曰く、

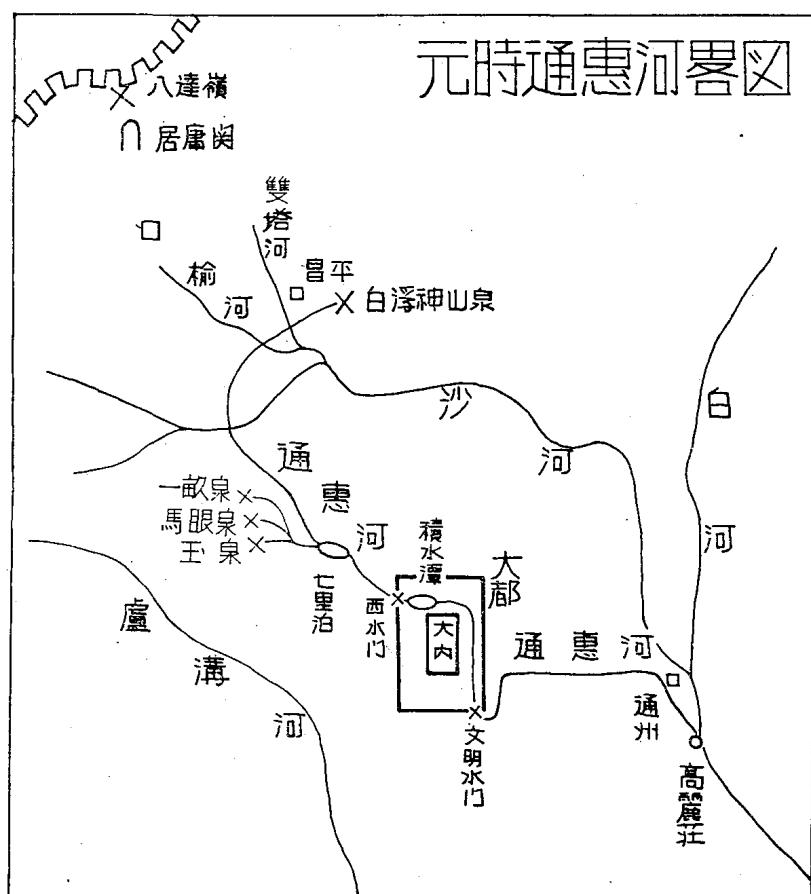
導_ニ昌平白浮之水、西流循_ニ西山之麓、會_ニ馬眼諸泉、瀦為_ニ七里、東流、入_レ自_ニ城西水門、匯_ニ積水潭、又東、並_ニ宮牆_ニ環_ニ大内之左、合_ニ金水河_ニ南流、東出_レ自_ニ城東水門、至_ニ潞水之陽、南會_ニ白河、又南會_ニ直沽、入_レ海。凡_ニ二百里、是為_ニ通惠河。

此の文中、「瀦為_ニ七里」の「七里」は七里泊の畧、即ち西湖、今の昆明湖。「金水河」は大内を北から南に流れる清流。「城東水門」は文明水門である。

さて此の文と前に引用した郭守敬の奏とを併せ考するに、此の河は昌平の東南白浮村神山泉を水源とし、之を導いて西折して南し、雙塔河・榆河・一畠泉・馬眼泉・玉泉（此の三泉はともに西山にある）の諸水を併せ、瓮山（今の萬壽山）下で七里泊を為し、東南流して高梁河となり、大都の西水門より都城に入つて滙して積水潭となり、また東流して南転し、大内の宮牆の東を南流、文明水門を出で、東流して少しく北し、今の東便

門外から東流、通州の南白河張家湾岸高麗莊で白河に入るものである。なお右の歐陽元の文には通州から直沽を経て海に入るまでの白河をも併せて通惠河と称してある。

- 註 (1)圭齊集（歐陽文公圭齊集）卷九所収



六

『大清一統志』⁽¹⁾に

謹案、方輿紀要・方輿勝覽並云、自昌平州流、經此。
蓋一畠・馬眼諸泉、本在昌平。一統志謂出西山、誤。

七里泊 在宛平縣西北三十五里。地名碾莊。亦名七里
灤。源出西山一畠・馬眼諸泉。(下畧)

とあり、又『光緒順天府志』⁽²⁾に

一畠泉・馬眼泉 立出西山
注高水湖

とある。

一方『元史』河渠志⁽³⁾に

雙塔河、源出昌平縣孟村一畠泉。

とあり『光緒順天府志』⁽⁴⁾にも

龍泉寺水 出一畠泉。下流為雙塔河、合絳州營河。又
名葫蘆河。受湯山泉。

とある。もと一畠泉なる名称は泉水の面積が一畠なることから
起る名称で、此の名称の泉水が西山にもあり、北山もある。

「馬眼泉」について『畿輔通志』⁽⁵⁾に次の記載がある。

虎眼泉、在州西八里⁽⁶⁾一畠泉⁽⁷⁾舊城下、一作馬眼泉、

流逕州東、入榆河。⁽⁸⁾方輿紀要(以下畧。州は昌平州)

すなわち馬眼の称呼ある泉水も、西山にも北山にあるのであ
る。『畿輔通志』の編者が筆者が右に引用した『大清一統志』

金都於燕、東去潞水五十里、故為牘以節高良河。
白蓮潭諸水、以通山東・河北之粟。(下畧)

とあるのみ。『金史』韓王傳も亦用水を北山から導いた形迹を
示していないから、金時水源とした一畠泉は手近な西山の一畠
泉であると断ぜざるを得ない。またすでに引用した『元史』河
渠志に見ゆる郭守敬の建言に

上自昌平縣白浮村、引神山泉、西折南轉、過雙塔・榆
河・一畠・玉泉諸水

とある。その「一畠」も此の文に諸水が源泉から下流へ順に挙
げられている点から推して西山の一畠泉である。しかし雙塔河
の水も通惠河に導かれたのであるから、元時の通惠河は二つの
一畠泉の水を併用したことになる。

註 (1)『大清一統志』卷四、順天府一

(2)『光緒順天府志』卷二〇、地理志二、山川

(3)『元史』卷六四、志一六、河渠一、雙塔河の条

(4)『光緒順天府志』卷二〇、地理志二、山川

(5)李鴻章重修宣統二年石印『畿輔通志』卷五八、畧一
三、山川二、順天二

(6)李鴻章重修宣統二年石印『畿輔通志』卷五八、畧一
三、山川二、順天二

(7)『金史』卷二七、志第八、河渠

(8)『金史』卷二一〇、列傳四八

(9)『元史』卷六四、志一六、河渠一、通惠河の条

むすびとして

世祖は至元二十六年會通河（須城縣安山の西南より臨清に至る）を開いて大運河の河道を完成したが、是に至つてまた通惠河を開いたのであつて、これによつて京・杭が運河で結ばれた。歐陽元の「中書右丞相領通惠河都水監事政績碑」にも次の如くいう。

東南之粟、歲漕數百萬石、由海而至者、道通惠河以達。東南貢賦凡百上供之物、歲億萬計、絕江・淮・河而至、道會通河以達。商貨懋遷與夫民生日用之所須、不可悉數。二河泝沿南北物貨、或入或出、徧天下者、猶不在此數。即ち會通・通惠兩河は南北の公私物貨を相通ずる交通幹線と

して國家國民を利すること大なるものがあつた。

清の趙翼は『二十二史劄記』の「通惠河不始於郭守敬⁽²⁾」に於

て、此の河は實に韓王より始まる。韓王が開いた河は一畠泉を用いて源としたが、守敬は、白浮泉水を用いたのみである。守敬は旧時の河道の遺址を得て之を開濬し、遂に其の名を擅したと言つてゐる。守敬が水源を変更したこと、旧時の河道を得て之を開濬したことは、正にその通りであるが、此の水源を変更したことにして、実は大きな意義がある。有門運河に於いては、船が、ロックを通過するごとに、ロックの水を放出するのであるから、多量の水の補給を必要とする。金の通濟河がしばしば梗塞したのは、要する用水量の不足と見られる。守敬は用水として西山諸泉の水に加うるに白浮泉その他北山の水を以てすることによつて、用水量を豊富にし、運河の機能・実用性を高めた。

稿を終らんとするにあたり、筆者の興味を引くのは、ヨーロッパに於ては一の有門運河も無かつた十三世紀に於いて、中國に於ては、金代に通濟河、元代に入つてから、濟州汝泗相通河・會通河・通惠河と次々に此の構造の運河が築造せられたという文明史的事実である。

註 (1)圭齊集（歐陽文公圭齊集）卷九所收

(2)『二十二史劄記』卷二八所收